



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
八瀬社会保険労務士事務所

大阪会

所長  
八瀬  
恵

第258回

昼休みに弁当を買いに行く途中に交通事故

### ■ 災害のあらまし ■

デザイン事務所に勤務する従業員Aは、昼休みに、事務所から徒歩5分の場所にあるコンビニへ昼食の弁当を買いに出かけた。コンビニがある付近は、ラーメン店やレストランなども多く、昼時ともなると、会社員などで歩道は混雑する。そのようななかを1台の自転車が走行してきたため、Aは歩道の端ギリギリまで寄ったが避けきれずに接触し、右足の親指を骨折した。

### ■ 判断 ■

Aの事故は、勤務する事務所を出た道路において、休憩時間中に発生したものであることから、業務遂行性、業務起因性ともに認められず、本件は**業務外**と判断された。

### ■ 解説 ■

労災保険における業務災害とは、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下において労働を提供する過程で、業務に起因して発生した災害をいう。業務災害の認定は、その災害が事業主の支配下にある状態で発生したこと（業務遂行性）と、その災害が業務に起因して発生したこと（業務起因性）を判断するものだが、本件は昼休みという休憩時間中に発生した災害である。

休憩時間については、「使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならない」（労働基準法第34条第3項）としていることから、休憩時間中は、労働者は自由に行動することが許されており、この間の個々の行為は労働者の私的行為にあたるといえる。そのため、休憩時間中に発生した災害に関しては、一般的には、労働者の私的行為に起因するものと考えられ、業務起因性は認められない。

しかし、休憩時間中に発生した災害でも、業務起因性が認められる場合もある。

例を挙げると、事業場で行われる用便・飲水などの生理的・必要行為や、作業との関連がある各種の必要行為、合理的行為などをした際に発生した災害である。これらの行為は一見それ自体としては私的行為とみられるかもしれないが、就業時間中であれば、業務に付随する行為と認められているものであり、たんに休憩時間中という時間的区分だけで業務起因性を否定することは合理的ではないと考えられるためである。

また、事業場施設内で発生した災害で、それが事業場施設などの不備・欠陥に起因することが証明される場合は、業務起因性が認められる。たとえば、会社が業務施設として運営管理する社員食堂で、昼休みの昼食時に食中毒を発症した場合、社員食堂の衛生管理上の欠陥で発症したことが証明されれば、休憩時間中の災害でも業務起因性が認められることとなるのである。

Aの事故は、昼休みに弁当を買いに行く際、道路で発生していることからすると、事業主の支配下にはなかったと考えられ、業務遂行性は認められない。また、自由に行動することが許された昼休み（休憩時間中）に、自ら決定した弁当を買いに行くという行為自体は、私的行為に該当するものであり、業務起因性も認められない。したがって、業務外と判断された。

本件では、昼休みに弁当を買いに出かけたが、昼休みに食事を取りに社外のカフェなどへ行く途上で発生した災害も、同様に業務外となる。なお、例外として、都市圏で該当することは極めて稀ではあるが、「事業場に食事をする施設がないため、又は不十分なため、使用者が事業場に近接する食堂と労働者の食事について契約を結び指定



食堂としている場合及び事業場の近辺に数軒の食堂しかなく、労働者がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にある場合において、当該事業場と食堂との間の直接の往復途上における災害を業務災害として取扱う」とした行政通達（昭和48年12月1日基発第671号）がある。

また、自宅が近く、1時間の昼休みに、通常自宅に帰って昼食を取っている場合、事業場と自宅との往復途上で、本件のような自転車との接触事故が発生すると、通勤災害と判断される。なぜなら、通勤は1日1回しか認められないというわけではなく、昼休みなど就業時間の途中に、相当の間隔があって帰宅するような場合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復行為に就業との関連性が認められるためである。

目的は「食事を取る」と同じであったとしても、食事を取るための途上において発生した災害は、事業場およびその位置する環境、食事の取り方などによっては、業務外の災害、業務上の災害、通勤途上の災害とそれぞれ判断が異なることとなる。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)